

## 埼玉県情報公開条例第4条に係る情報の公表に関する要綱

平成20年12月18日  
労働委員会事務局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第4条の情報の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(情報の公表の内容等)

第2条 条例第4条第1項第4号に規定するその他実施機関が定める事項は、労働委員会制度の概要及び事件の処理状況とする。

(公表の時期)

第3条 条例第4条に規定する情報の公表は、四半期毎に行うものとする。

(公表を行う者)

第4条 条例第4条に規定する情報の公表は、労働委員会事務局の課の長が行うものとする。

(公表の方法)

第5条 条例第4条第1項第4号に規定する情報の公表は、県のホームページに掲載して行うものとする。

附 則

この要綱は、平成20年12月26日から施行する。